

業務再点検結果報告

部署名	林野庁整備課
部署の業務内容	森林の多面的な機能の発揮に向けた森林整備(間伐や路網の整備等)の推進

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	地方公共団体、森林組合等の理解の促進を図るために配布した森林整備の新規施策や関連施策をまとめた資料に対するアンケート結果を踏まえ、説明のポイントをより分かり易く示すなどの改善を行うとともに、引き続き情報の提供と理解の醸成に努める。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	政策推進の必要性を分かり易く丁寧に説明するとともに、「放置」、「不誠実」とならぬよう相手の主張には耳を傾け、今後とも真摯に対応する。 違法行為、不当行為等に関する情報については、「外部からの情報提供マニュアル(試行版)」に基づき、対応することを周知徹底する。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	×	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	新規施策解説のための都道府県職員等への説明会の開催や新規事業検討時の都道府県要望等の把握は政策提案会などを通じて随時行ってきた。 ただし、事業執行の直接の関係者が中心であることから、今後、より多くの者からの意見等を政策に反映するため、現地調査や災害査定等あらゆる機会を活用して、森林整備事業の外交員として、政策等の説明を行うとともに、政策の浸透・理解の状況等の聞き取りを行うこととする。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見ると、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	「業の振興」に関する業務は行っていないが、森林の整備の推進は、公益的機能の発揮につながるものであり、整備を支える林業等の振興と受益者(消費者)の利益は基本的に一致することから、「業の振興」に関する施策との連携を図っていく。
		部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。		○		
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	×	課員各位が業務を点検したが、食の安全に関する事項はなかった。	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	○	水源かん養等森林が有する公益的機能の維持増進を図るための業務は、農林水産物の生産・供給に関連する業務であることを認識しつつ、遂行する必要がある。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	林道は誰が使うのか。紅葉を見るために使うのか。そんなもの必要ない。	/	森林整備事業について、分かり易いパンフレットを作成中であり、4月以降林野庁のHPに掲載する予定です。
		/	
		/	